

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方独立行政法人那覇市立病院契約規程(平成20年規程第34号。以下「契約規程」という。)第2条第1項及び第5条第3項、地方独立行政法人那覇市立病院制限付一般競争入札実施要綱(令和2年要綱第27号。以下「一般競争入札要綱」という。)の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、契約規程第6条及び一般競争入札要綱第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

地方独立行政法人 那覇市立病院
理事長 外間 邦子



本工事の入札は、事後審査型制限付一般競争入札(持参方式)で実施する。

なお、本案件は、令和7年7月18付け公告「制限付一般競争入札(総合評価落札方式、簡易型)の実施について」にて入札を行った「那覇市立病院解体及び外構等工事」の一部内容等を変更し、再度公告するものである。なお、設計図書等については全て電子媒体(DVD等)で配付する。

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	那覇市立病院解体及び外構等工事
(2) 業 種	建築工事業
(3) 場 所	那覇市古島二丁目31番地1
(4) 工 期	契約日の翌日(土日祝日を除く)から令和9年3月19日まで
(5) 落札方式	価格競争落札方式
(6) 概 要	
① 目的	既存病院棟の解体及び外構等工事
② 規模等	既存病院棟 延べ床面積 31,722㎡、外構等(造成、擁壁、平面駐車場、庇工事等)
③ 構造形式	既存病院棟 SRC造 地上7階/地下3階
④ 工種	建築一式工事
⑤ 主要資材	鉄筋、コンクリート他
(7) 予定価格	***** (事後公表)
(8) 低入札価格調査制度対象案件	本案件は、低入札価格調査制度を適用する。基準価格の設定等に関しては、以下のとおりとし、これらの詳細は、「那覇市立病院建設工事に係る低入札価格調査制度要綱(令和7年4月30日要綱第50号)。以下「低入札調査要綱」という。)」の内容を準用する。 (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定している。 (2) 失格基準価格未満の額で入札を行った者は、失格となる。 (3) 低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者に対し、低入札調査要綱第6条の規定による調査を行い、調査の結果を踏まえ、落札者を決定する。 (4) 低入札調査基準価格未満の額で入札を行った者(以下「低価格入札者」という。))は、最低の価格をもって有効な入札をしたものであっても必ずしも落札者とならない。 (5) 低価格入札者のうち失格基準価格以上の額で入札を行ったものは、別に定める資料の提出及び事情聴取に応じること。 (6) 低価格入札者として契約を締結する場合は、低入札調査要綱第8条に規定する措置に応じること。
(9) 施工方式	本工事の施工方式は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式(甲型)とする。また、共同企業体の構成等に係る取扱い、別紙「入札説明書 4. 特定建設工事共同企業体の構成等に係る取扱い」のとおりとする。
(10) 債務負担行為	該当
(11) 消費税及び地方消費税税率	10%

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	契約規程第4条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
(3)	建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の工事を下請施工させる場合にあつては、特定建設業の許可を有している者であること。
(4)	開札日において有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(5)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され、建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(6)	経営状況が著しく不健全であると契約責任者が認める者に該当しない者であること。 ※公告日の3月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。ただし、(5)に該当するものを除く。
(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると契約責任者が認める者に該当しない者であること。
(8)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設業者格付名簿に建築工事業業者として登録されている者であること。
(9)	共同企業体の代表者及びその他の構成員の要件は次のとおりとする。また、共同企業体の結成については、3社又は4社で任意に結成すること。 ア) 共同企業体代表者 ・那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)又は県外での登録であること。 ・市内における本社又は本店の有無は問わない。 ・出資比率は、全ての構成員の中で最大の出資比率であること。 イ) 共同企業体構成員(代表者以外) ・那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)であること。 ・那覇市内に本社又は本店を有する者(市内業者)であること。 ・出資比率について、全ての構成員のうち、最小の出資比率は15%以上であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	共同企業体の代表者は、開札日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。
(11)	共同企業体の代表者は、次に掲げる同種工事の実績を有すること。 沖縄県内の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する「病院」をいう。)の新築、改築(建替)又は増築工事あるいは解体工事を単独または共同企業体の代表者として受注し、2010(平成22)年4月1日から開札日までに工事を完成させた実績を有すること。 ・新築: 外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。 ・改築(建替): 同上 ・増築: 増築対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。 ・解体: 解体対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
(12)	配置技術者等については、次に掲げる基準を満たす監理技術者、主任技術者及び現場代理人を当該工事に配置できること。 ア) 共同企業体代表者 ・現場代理人は、共同企業体の代表者から選任し、工事現場に常駐で配置すること。 ・監理技術者は、共同企業体の代表者から選任し、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 イ) 共同企業体構成員(代表者以外) ・主任技術者は、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ウ) 共通事項等 ・監理技術者及び主任技術者は開札日において配置できること。ただし、開札日時点で別案件に従事している者を本契約締結日までに当該工事に配置できる場合、現在従事している別案件が確実に完了するのであれば、当該工事の監理技術者、主任技術者として行うことができる。 ・監理技術者及び主任技術者は、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。 ・現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ・監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

3 設計図書等の閲覧・配付、質問、回答

(1)	設計図書等 閲覧・配付方法	本案件に入札参加を希望する者は、「設計図書等配付申請書」(以下「申請書」という。)に必要事項を記入・押印のうえ、地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室の窓口で申請すること。 申請があった者のうち、入札参加資格要件(格付け名簿への登録の有無)に該当する者へ設計図書等(DVD)を配付します。 ※申請書は当院ホームページよりダウンロードすること。 当院ホームページ https://www.nahacity-hospital.jp/ ※窓口へ、申請書の提出及び設計図書等(DVD)の受領に来院される際は、下記担当まで連絡すること。連絡等の無い場合は対応に時間を要する場合があります。 ※パソコントラブル等により申請書がダウンロードできない場合には、下記担当まで連絡すること。連絡等の無い場合は対応できません。また、那覇市の手続きとは異なりますのでご注意ください。 ●連絡先:事務局 新病院建設室 高江洲、外間、知念、當間 TEL:098-884-5111
(2)	閲覧・配付期間	閲覧・配付期間:令和7年10月30日(木)～令和7年11月21日(金) 9時～17時 ※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧・配付はできない。 ※ 上記受付期間中に申請書の提出及び設計図書等(DVD)の受領がなければ、入札に参加できない。ただし、共同企業体の構成員のうち、いずれかの者より申請書の提出及びDVDの受領があれば、入札に参加することができる。
(3)	質問期間 及び方法	質問期間:令和7年11月4日(火) 9時～令和7年11月12日(水) 17時 質問書又は数量質問書をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ※質問書及び数量質問書は、「設計図書等(DVD)」内の様式を使用すること。 ※誤送信等によるトラブル防止のため、FAX送信後には必ず電話で着信を確認すること。 ●提出先:事務局 新病院建設室 高江洲、外間、知念、當間 FAX:098-885-9596 電話:098-884-5111
(4)	回答期間 及び方法	回答期間:令和7年11月4日(火)9時～令和7年11月18日(火) 17時 上記の期間中に「質問及び回答」を、当院ホームページ上に随時掲載する。

4 現場説明会

現場説明会は実施しない。 ※配付する設計図書等を参照のこと。

5 入札・開札の方法

入札開札日時	令和7年11月25日(火) 11時00分 ※入札の時間に遅れたものは辞退したとみなします。
入札開札場所	那覇市立病院 仮設事務所1階
入札等方法	事後審査型制限付一般競争入札(持参方式) 入札書(当院指定様式)による紙入札(持参方式)にて実施する。 入札金額は消費税抜きの金額を記載すること。 工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。 郵送による入札は認めない。
入札必要書類	①入札書[別記様式1] ②工事費等内訳書[別記様式2] ③委任状[別記様式3](代理人が入札する場合) ※配付する様式を使用すること。
落札候補者	有効な入札をした者のうち、入札金額が予定価格及び失格基準価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札したものを落札候補者とする。
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

6 入札書等の不受理・無効

地方独立行政法人那覇市立病院制限付一般競争入札実施要綱第9条
入札説明書「9.入札関係書類の無効」

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	入札並びに開札後、落札候補者を決定し、その場で通知する。
提出期限	令和7年11月26日(水) 17時
提出方法	資格審査書類を当院まで持参すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を新病院建設室までFAXにて提出すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書[別記様式4] (2) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)の写し (3) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し(代表者及び構成員) (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し (5) 配置予定技術者一覧[別記様式5] (6) 共同企業体代表者の施工実績確認書(病院)[別記様式6] ※ 資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出すること。

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。ただし、落札候補者の当該申込みに係る価格が低入札調査要綱第1条に規定する低入札調査基準価格を下回る場合の取扱い、同要綱によるものとする。

落札者決定予定日 令和7年11月28日 ごろ

9 低入札価格調査制度に基づく資料の提出及び事情聴取等の実施

低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者は、低入札調査要綱第6条に規定する調査(資料の提出及び事情聴取等)に応じること。

資料の提出依頼	入札並びに開札後、その場で通知する。
資料の提出期限	資料提出依頼日の翌日(土日祝日を除く)の午後5時まで。
資料の提出方法	事務局 新病院建設室まで直接持参すること。
提出資料	資料提出依頼時に対象業者に直接通知する。
事情聴取について	・事情聴取日時は、資料提出依頼時に通知する。 ・事情聴取には、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること。
事情聴取場所	地方独立行政法人 那覇市立病院 仮設事務所1階
その他	・資料を提出しない者については、辞退したものとみなす。 ・提出された資料等の訂正及び差替えは、認めない。 ・不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合は、資料の提出がなかったものとみなす。 ・提出された資料は返却しないものとする。 ・資料作成に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	契約金額の100分の5以上。別紙「入札保証金に関する取扱いについて」参照 ※入札保証金等の納付に係る書類を、令和7年11月20日(木)17時00分までに提出し、納付に係る手続きを同日中に完了すること。 ※保証期間は、書類の提出日から令和7年12月19日(金)までを含むものであること。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前 金 払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。
部 分 払	適用する。規定回数の範囲内。

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を那覇市立病院(新病院建設室)へ提出しなければならない。また、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

12 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。

13 その他

入札の際、入札額が同額の場合は「くじ」により決定する。
方法については「くじ」による選定が必要になった際に口頭にて説明を行う。

提出された関係書類は返却しない。

公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。
当院ホームページ <https://www.nahacity-hospital.jp/>

台風等により路線バス等の運行が停止となった場合、外来休診(閉院)となるため開札等は延期となる。開札2時間前までにバス等の運行が開始されない場合も同様とする。

延期後の日時は、当院ホームページで掲載する。

14 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること

地方独立行政法人 那覇市立病院 事務局 新病院建設室 担当者 : 高江洲、外間、知念、當間

TEL: 098-884-5111

FAX: 098-885-9596

設計図書の内容に関すること

同上